

年 月 日

山梨県知事

殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

## 山梨県規則第二十四号

山梨県民会館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県民会館設置及び管理条例施行規則

山梨県民会館設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和三十二年山梨県規則第二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、山梨県民会館設置及び管理条例（昭和三十二年山梨県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

**第二条** 条例第五条第一項の規定による山梨県民会館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県民会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第二十九号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県民会館の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条及び別記様式の規定の例による。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県県民会館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県県民会館設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

## 山梨県規則第二十五号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄中「、商工団体指導監」を削り、「危機管理監」を「国際観光振興監、防災危機管理監」に改め、「少子化対策推進監」の下に「、発達障害対策監」を加え、「主任専門技術員、専門技術員、主任林業専門技術員、林業専門技術員」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「園長」の下に「、事務長」を加え、「主任、主事」を「事務次長、主事」に、「及び主任」を「及び主任 総長」に改め、「科長」及び「主任改良普及員、改良普及員」を削り、「図書館長」の下に「、センター長」を加える。

第二条第一項中「、主任改良普及員、改良普及員」を削る。

### 附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

## 山梨県規則第二十六号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「第十条第十五項」を「第十条第十八項」に改め、同号ロ中「第十条第十六項」を「第十条第十九項」に改め、同号ハ中「第十条第十八項」を「第十条第二十一項」に改め、同号ニ中「第十条第十九項」を「第十条第二十二項」に改め、同号ホ中「第十条第二十項」を「第十条第二十三項」に改め、同項第二十二号中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改め、同号ヲ中「第五十一条」を「第六十五条」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「第五十条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号又中「第四十九条」を「第六十三条」に改め、同号又を同号ルとし、同号リの次に次のように加える。

又 第六十二条第三項の規定による計画及び実施の状況の公表

### 附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第二十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

## 山梨県規則第二十七号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第五条の八に次の一項を加える。

4 条例第九条第二項の規定により自動車税の収納の事務の委託を受けた者は、自動車税を収納したときは、領収書（第十三号様式）を納税者に交付し、収納した自動車税を山梨県指定金融機関に払い込み、及び納税者の住所、氏名又は名称、収納した金額その他収納について必要な事項を記録した電磁的記録（条例第一百七十三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を電気通信回線を通じて税務出納員に送信しなければならぬ。

第五条の九第三号中「（条例第一百七十三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条の九の次に次の一条を加える。

（規則で定める自動車税）

第五条の十 条例第九条第二項に規定する規則で定める自動車税は、収納の事務を委託する年度に納税義務が発生し、かつ、条例第一百八条第一項に定める期間を納期とするものとする。

第十九条の七に次の一項を加える。

3 税務出納員は、第五条の八第四項の規定により領収済通知書に記載されている事項を記録した電磁的記録を電気通信回線を通じて送信を受けたときは、税務電子情報処理組織に記録し、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいふ。）により自動車税事務所に送付しなければならない。

第三号様式（その一）裏面及び（その二）裏面中「ひきます。」を「ひきます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の法廷を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起するこ

とができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第三回様式(その五)裏面を次のように定める。



第五号様式裏面、第六号様式裏面、第八号様式裏面、第九号様式（特別徴収義務者又は納税者用）、第十号様式、第十一号様式並びに第三十八号様式（その一）裏面及び（その二）裏面に「できます。」や「できません。」この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」と定める。

第四十四号様式（二）中「登記簿謄本（抄本）の写し」や「登記事項証明書」に定める。  
第四十五号様式（二）中「写し」

第45号様式 (第20条の4、第21条の6関係)

第 号  
年 月 日

所在地

法人名

殿

山梨県総合県税事務所長 印

法人県民税 更正・決定・加算金決定通知書  
法人事業税

次のとおり、更正(決定)及び加算金決定したので通知します。この通知による不足金額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

事業年度又は 計算期間		年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		
税 目	区 分			更正決定による額 (円)	既に納付の確定した 額(円)	差引過不足額 (円)	
法人県民税	法人税割・均等割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		①		/	
		法人税割額 (税率 %)		②			
		外国の法人税等の額の控除額		③			
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額又は清算中の事業年度 又は計算期間に係る予納額		④			
		利子割額の控除額 (⑫)		⑤			
		差引法人税割額 (②-③-④-⑤)		⑥			
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑦			
		既還付利子割額が過大である場合の納付額 (⑮)		⑧			
		均等割額 ( × /12)		⑨			
		計 (⑥-⑦+⑧+⑨)		⑩			
法人県民税	利子割に 関する 計算内訳	控除されるべき利子割額		⑪		/	
		控除した利子割額		⑫			
		控除しきれなかった利子割額		⑬			
		既に還付した利子割額		⑭			
		過還付の利子割の納付額		⑮			
		今回還付利子割額 (⑬-⑭)		⑯			
法人事業税	課税標準	年400万円以下の所得金額		⑰		/	
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の 年400万円を超える所得金額		⑱			
		年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額 又は清算所得金額		⑲			
		計 (⑰+⑱+⑲)		⑳			
		付加価値額		㉑			
	税 額	資本等の金額		㉒			
		収入金額		㉓			
		⑰に対する税額(税率 %)		㉔			
		⑱に対する税額(税率 %)		㉕			
		⑲に対する税額(税率 %)		㉖			
		㉑に対する税額(税率 %)		㉗			
		㉒に対する税額(税率 %)		㉘			
		㉓に対する税額(税率 %)		㉙			
		計 (㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙)		㉚			
仮装経理に基づく事業税額の控除額又は清算中の事業年度 又は計算期間に係る予納額		㉛					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㉜					
条例に基づく課税免除等の税額控除額		㉝					
計 (㉚-㉛-㉜-㉝)		㉞					
加算金	区 分		計算の基礎となる事業税 額(円)	割合(%)	加算金額(円)	既に納付の確定した 額(円)	差引過不足額(円)
			㉟				
	重加算金		㊱				

(裏面)

この更正・決定・加算金決定は、地方税法第20条の9の3、第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定によるものです。納付すべき金額がある場合は、指定された納期限までに納付してください。

○ 納付の方法

次の納付場所に、同封の納付書を持参して納付してください。

納 付 場 所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田支店
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
郵便局	山梨県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県及び栃木県にある郵便局
税事務所	山梨県の県税事務所及び自動車税事務所

ただし、農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認のうえ納付してください。

○ 納期限までに納付しなかつた場合

1 延滞金

不足税額には、延滞金が加算されます。不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。）に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間（地方税法第56条第3項及び同法第72条の44第3項に規定する期間を除く。）の日数に、応じ年14.6%の割合（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、特例基準割合）を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。なお、申告納付期限の延長（災害によるものを除く。）を行っている場合においては当該延長した期間に係る延滞金については、公定歩合が5.5%を超えた期間においては、次の算式で計算した額となりますのでご注意ください。

年7.3% + (公定歩合 - 5.5%) ÷ 0.25% × 0.73% = 延滞金の利率 (12.775% を超える場合は12.775%)

なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨ててください。

2 滞納処分

指定納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分について不服がある場合

この処分について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができ、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となり、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませぬ。）提起することができます。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための急ぎの必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十七号様式裏面中「できます。」や「できます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

第六百六号様式中「登記簿謄本（抄本）の写し」や「登記事項証明書」に改める。

第四百四十七号様式及び第六百五十五号様式中「できます。」や「できます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができます。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

#### 附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第二十八号

不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県建築基準法施行細則の一部改正）

第一条 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

第二条 建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）

第三条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和三十三年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第九条の二第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（山梨県理容師法施行細則の一部改正）

第四条 山梨県理容師法施行細則（昭和三十三年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六号様式及び第七号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（山梨県美容師法施行細則の一部改正）

第五条 山梨県美容師法施行細則（昭和三十三年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六号様式及び第七号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（山梨県生活保護法施行細則の一部改正）

第六条 山梨県生活保護法施行細則（昭和三十七年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一号様式中「登記簿の写し」や「登記事項証明書」に改める。

（山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正）

第七条 山梨県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第九号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十八条中「登記済証」を「登記識別情報の内容を記載した書面」に改める。

第一号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二号様式中「登記簿謄本又は登記済証の写し」や「登記事項証明書又は登記識別情報の内容を記載した書面」に改める。

（山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則の一部改正）

第八条 山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則（昭和三十九年山梨県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 登記事項証明書

第三号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（山梨県クリーニング業法施行細則の一部改正）

第九条 山梨県クリーニング業法施行細則（昭和三十九年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六号様式及び第七号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第十条 山梨県水産業協同組合法施行細則(昭和四十四年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二号様式中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

(山梨県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第十一条 山梨県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第十一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部改正)

第十四条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部改正)

第十五条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第十六条 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

(山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第十七条 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第十八条 山梨県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第十九条 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

(山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第二十条 山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十一条 山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成十一年山梨県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号及び第九号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県森林法施行細則の一部改正)

第二十二条 山梨県森林法施行細則(平成十二年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則の一部改正)

第二十三条 山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例施行規則(平成十二年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十七条」を「不動産登記法(平成十六年法律百二十三号)第十四条」に改める。

第一号様式中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

第六号様式中「~~法人登記簿謄本~~」を「~~法人登記簿謄本~~」に改める。

(山梨県消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第二十四条 山梨県消費生活協同組合法施行細則(平成十五年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部改正)  
**第二十五条** 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則(平成十六年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四条第二号中「商業登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第二十九号

指定管理者制度の導入等に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

指定管理者制度の導入等に伴う関係規則の整備等に関する規則

(山梨県都市公園条例施行規則の一部改正)

**第一条** 山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項本文中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、「(定期利用にあつては、利用しようとする期間の初日)」及び「(定期利用にあつては、有料公園施設定期利用許可申請書)」を削り、同項ただし書を削り、同条を第一条とする。

第四条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、「又は定期利用券(前条ただし書の規定に該当する利用の許可にあつては利用券)」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「、定期利用券又は利用券」を削り、同条を第三条とする。

第五条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条ただし書を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号に規定する場合において、」を「条例第九条第二項の規定により」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十条第三項ただし書」を「第九条第三項ただし書」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第五条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

**第六条** 条例第十二条第一項の規定による条例別表第五の上欄に掲げる都市公園の指

定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の免除等)

**第七条** 条例第十六条第三項の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 次に掲げる者が山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場を利用するとき(イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する場合を除く。)
- イ 六十五歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)
- ロ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者

- ハ 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。)
- ニ 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用するとき。

- 金 金の全額
- 三 県が公用又は公共用として利用するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

第八条を削る。

第九条第一項中「第十三条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同

一条第二項中「第十三条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第八条とする。  
第十条中「第十六条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第九条とする。  
第十一条を第十条とする。

第十二条第四号中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第五号中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第六号中「第三条」を「第二条」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号及び第十号を削り、同条第十一号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第十一号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十二号中「第七条第三項」を「第五条第一項」に、「第十二号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十三号中「第七条第四項」を「第五条第二項」に、「第十三号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 条例第十二条第一項の規定による指定管理者指定申請書 第十一号様式  
第十二条第十四号中「第十三条第二項」を「第十九条第二項」に、「第十四号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条を第十一条とする。

別表第一から別表第三までを削る。

第一号様式から第五号様式までの規定中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

第六号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」とし、「第7条第1項」を「第6条第1項」とし、「設備・器具使用量」を「設備・器具使用料」に改める。

第七号様式を削る。

第八号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」とし、「第7条第1項」を「第6条第1項」とし、「設備・器具使用量」を「設備・器具使用料」に改め、同様式を第七号様式とする。

第九号様式及び第十号様式を削る。

第十一号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」とし、「第7条第2項」を「第6条第2項」にし、「提出する」を「提出する」に改め、同様式を第八号様式とする。

第十二号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十三号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式(第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

電話番号

印

指定管理者指定申請書

次の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

都市公園名： \_\_\_\_\_

第十四号様式中「(第12条)」「を」「(第11条)」に改め、同様式を第十二号様式とする。

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第二条** 山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第五条第一項の規定による山梨県立青少年センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
  - 二 収支計画書
  - 三 実施体制を記載した書類
  - 四 団体の概要を記載した書類
  - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
  - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
  - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
  - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第三条及び第四条を削る。
- 第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立青少年センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立青少年センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。